

「用地測量業務共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成 23 年 3 月 14 日農村第 2119 号農林水産部長通知）一部改正
新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
用地調査等業務共通仕様書【農業農村整備編】 令和 8 年 10 月 沖縄県農林水産部 目 次 [略] （提出書類） 第 11 条 1・2 （略） 3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和 3 年 9 月 7 日付け 3 農振第 1453 号）に基づくものとする。 <u>（県情報共有システム URL</u> <u>「https://sun.calsasp.jp/portal/okinawa/index.html」</u> （業務実績データの作成及び登録） 第 12 条 受注者は、請負代金額が <u>200 万円</u>以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（A G R I S）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、A G R I S 上において監督職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。	用地調査等業務共通仕様書【農業農村整備編】 令和 7 年 10 月 沖縄県農林水産部 目 次 [略] 第 1 章 総則 （提出書類） 第 9 条 1・2 （略） 3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和 3 年 9 月 7 日付け 3 農振第 1453 号）<u>の別紙</u> <u>（URL 「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-7.pdf」</u>）に基づくものとする。 （業務実績データの作成及び登録） 第 12 条 受注者は、請負代金額が <u>100 万円</u>以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（A G R I S）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、A G R I S 上において監督職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

「用地測量業務共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成 23 年 3 月 14 日農村第 2119 号農林水産部長通知）一部改正
新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

2 （略） 第 2 章 用地調査等業務の基本的処理 第 1 節 用地調査等業務の実施手続 （打合せ等）第 40 条 1 ～ 3 （略） 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※<u>1「ウィークリースタンス」※2</u>に努める。 ※<u>1</u>ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 <u>※2 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u> （木造特殊建物）第 82 条 （略） 2 前項の実施に当たっては、<u>運用方針第 15 別表第 11</u>に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。	2 （略） 第 2 章 用地調査等業務の基本的処理 第 1 節 用地調査等業務の実施手続 （打合せ等）第 40 条 1 ～ 3 （略） 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 （新設） （木造特殊建物） 第 82 条 （略） 2 前項の実施に当たっては、<u>取扱要領第 7 条の各項目別補正率表</u>に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。
---	--